

東京小売酒販組合規約

(総則)

第一条 組合の事業の執行、会計の処理その他組合の運営に関し必要な事項は定款で定めるものを除く外その規約の定めるところによる。

(加入申込書)

第二条 組合に加入しようとする者は別紙様式第一により加入申込書を組合に提出しなければならない。

(組合員の資格証明)

第三条 加入申込書に添付する組合員たる資格を有することを証する書面は別紙様式第二による証明願書を、所轄税務署長に提出してその証明を受けたものとする。

(加入申込の諾否の通知)

第四条 第二条の規定による加入申込書を組合に提出した者に対する諾否の通知は別紙様式第三による通知書をもってしなければならない。

(相続による加入申出書)

第五条 死亡した組合員の相続人が相続開始のときに遡って組合員になろうとするときは、別紙様式第四による加入申出書を組合に提出しなければならない。

(任意脱退の予告届)

第六条 組合を脱退しようとする組合員は別紙様式第五による脱退予告届を組合に提出して脱退の予告をしなければならない。

(除名の予告)

第七条 組合員の総会の議決によって除名しようとする場合には、その組合員に対し別紙様式第六により又除名の議決があったときは、別紙様式第七により、その旨を通知しなければならない。

(異動の届出)

第八条 加入申込書又は加入申出書に掲げる事項に異動があったとき、若しくは小売業の休止又は再開したときは別紙様式第八により届出書を組合に提出しなければならない。

(役員を選任)

第九条 理事及び監事は総会に於て別に定むるところの選挙規程に依り之を選挙する。

(検査員)

第十条 組合の協定に基いて検査員を置く場合は、理事会の決議を経て組合員又は職員のうちから銓考して委嘱する。

(検査員の証票)

第十一条 組合に於て発行する検査員の証票の様式は別紙様式第九によるものとする。

(過怠金)

第十二条 協定に違反した組合員に課する過怠金の額は協定で定めた額の範囲内で理事会において議決しその組合員に納入の通知をするものとする。

2 前項の規定による納入の通知を受けた組合員はその通知を受けた日から三十日以内に組合に過怠金を納入しなければならない。

(代理権の行使を証する書面)

第十三条 総会の議決権を代理人をもって行使せんとする組合員は別紙様式第十による委任状を組合に提出しなければならない。

(総会の普通議決の場合の定足数)

第十四条 総会の普通議決の場合の定足数は総組合員の三分の一以上の組合員が出席しなければならない。

(利害関係人の議決権)

第十五条 総会の議決につき、特別の利害関係を有する者は議決権を行使することができない。

- 2 総会の議決については前項の規定により行使することができない議決権の数は、出席したる組合員の議決権の数にこれを算入しない。

(延期又は続行の決議)

第十六条 総会においては延期又は続行の決議をなすことができる。この場合においては、総会招集の手続を要しない。

(総会の議事録)

第十七条 総会の議事については議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し議長並びに出席した理事がこれに署名しなければならない。

第十八条 組合に部会を置くことができる。

(経費の賦課)

第十九条 組合員に対する賦課金は組合より領収証を発行し支部長を経てこれを徴収する。

- 2 賦課金の徴収期間は一年を六期に分けて一月から二月までを第一期、三月から四月までを第二期、五月から六月までを第三期、七月から八月までを第四期、九月から十月までを第五期、十一月から十二月までを第六期とする。
- 3 賦課金の徴収時期は毎期初めの月の末日限りとする。

(賦課減免の届出)

第二十条 病気その他特別の事情のため、酒類販売業務が著しく困難な者は賦課減免届出書を提出して申請しなければならない。また、賦課減免届出書には、その内容が明らかになる証明書を添付しなければならない。

- 2 賦課減免の諾否は常務理事会で議決する。
常務理事会において賦課免除を議決した場合は、届出者に対する届出期間の賦課金を免除する。
- 3 賦課減免届出書を組合に提出した者に対する諾否の通知は、通知書をもってしなければならない。

(給与)

第二十一条 組合の員外役員の報酬は毎年度予算の範囲内で理事会において定める。

- 2 職員の給料は常務役員会の承認を得て理事長が定める。
- 3 諸手当、旅費又は日当等の支給に関する必要事項は理事会において給与規程をもって定める。

(様式第一から第十まで省略)